

## 4月1日 から窓口での医療費が 限度額にとどめられます

医療費の負担が軽くなります！



これまででは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、4月1日からは「認定証」などの証明を提示することで、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

### 「限度額適用認定証」を申請してください

「限度額適用認定証」の交付を受けるためには、加入する健康保険組合などへの事前の申請が必要になります。ただし、70歳以上で非課税世帯等でない人は、事前の手続きは必要ありません(下の表をご覧ください)。高額な外来診療を受けても、窓口で「認定証」を提示しない場合は従来どおりの手続きとなるため、高額

療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されることになります。

事前の申請など、くわしくは加入している健康保険組合、全国健康保険協会、役場住民課(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

### pick up 事前手続きなどについて

高額な外来診療を受ける人	事前手続き	病院・薬局などでの手続き
・70歳未満の人 ・70歳以上の非課税世帯等の人	「認定証」の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
・70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
・75歳以上で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

※平成24年3月以前に交付した「限度額適用認定証」等をお持ちのかたは、外来受診時に、記載されている有効期限まで利用することができます。

国保・後期高齢者医療制度加入者は役場で申請を。

Medical expenses



#### 1 「認定証」交付申請

国民健康保険証と印鑑をご持参ください。



#### 2 「認定証」交付

委任状等が必要になる場合があります。



#### 3 病院などで「認定証」提示

支払いが一定額にとどめられます。

## 現在お持ちの保険証の有効期限は 3月31日です

保険証の色にご注意ください!



今 お持ちの国民健康保険証(桃色)の有効期限は3月31日です。新しい保険証(柿色)は、3月末までに簡易書留にて郵送します。不在やあて先不明などで保険証がお手元に届かず、役場に保管されている場合がありますので、ご不明な場合はご連絡ください。

### 高齢受給者の窓口負担は1割のまま据え置き

現役並み所得者を除く70~74歳(高齢受給者)の医療費の窓口負担は、平成20年4月から2割負担に引き上げられることになっていましたが、平成25年3月31日まで1割負担のまま据え置かれます。新しい高齢受給者証は、保険証に同封して郵送します。

### 国民健康保険税を年金から天引きしています

国民健康保険に加入する65~74歳の人を対象に年金から保険税を天引きしています。特別徴収(年金天引き)の対象者は右の①~③に該当する人です。➤

- ① 世帯内の国民健康保険加入者全員が65~74歳の場合(世帯主が国民健康保険に加入している人)
- ② すでに介護保険料が年金から天引きされている65歳以上の人(年額18万円以上の年金受給者)
- ③ 保険税と介護保険料の1回当たりの合算額が、年金額の2分の1を超えない人

※①~③に該当する人が「特別徴収(年金から天引き)」の対象ですが、平成21年4月からは本人の希望で口座振替の選択が可能になりました。特別徴収と普通徴収の違いは下の表をご覧ください。

### pick up 特別徴収と普通徴収の相違点

徴収の種類	年金からの天引き「特別徴収」	納付書などで納める「普通徴収」
通知書など	4月上旬に「仮徴収通知書」 7月中旬に「本徴収通知書」が届きます	7月中旬に通知書が届きます
開始時期	4月	7月
納付方法	年6回(4・6・8・10・12・2月) 年金からの天引き	年8回(7月~翌年2月) 納付書または口座振替

※特別徴収の対象者は、希望により口座振替の納付も可能です。希望する人は役場住民課係で手続きを行ってください。ただし、口座振替変更後に引き落としができない状態が続く場合は、年金からの天引きに戻すことがあります。

こんなときは2週間以内に届け出を。

National Health Insurance



#### 退職などで

加入していた健康保険がなくなった場合は、加入していた健康保険の喪失日が分かる書類、印鑑、本人確認書類が必要です。



#### 就職などで

新たに健康保険証ができた場合は、新しい健康保険証、それまで加入していた国民健康保険証、印鑑をご持参ください。



#### 世帯の変更

転居などで国民健康保険加入の世帯が変更した場合は、国民健康保険証、印鑑をお持ちになり、届け出をお願いします。



#### 保険証が複数必要

学生や施設入所などで保険証が複数必要なときは、届け出により別に交付されます。保険証、在学(入所)証明書、印鑑が必要。